第 2 章 市民協働の定義と主体



1 市民協働の必要性

地域活動の担い手の高齢化・特定化や、価値観やライフスタイルの多様化による近隣住民間のつながりの希薄化、それに伴う高齢者の見守りや社会的弱者に向けた支援の担い手の不足等、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、その課題も複雑化・多様化しています。

こうした状況においては、行政だけで地域課題を解決することや、多様なニーズに応じた公共サービスを提供することは困難であるため、市民と行政がそれぞれの能力を発揮しながら協働してまちづくりに取り組んでいく必要があります。また、従来から、自治会・町内会やNPO・ボランティア団体も活発に活動を行ってきましたが、複数の多様な主体がそれぞれの得意分野をいかし、連携して取り組むことで、単独では生み出せない効果を発揮することができ、市民は、より多様なニーズに対応した質の高いサービスを受けることができます。

府中市においても、府中市総合計画に掲げる都市像を実現し、心ゆたかに暮らせるまちにしていくために、市民(個人)、自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会、NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者等、地域に関わる全ての人々と市とが、これまで以上に連携を深めながら、まちづくりに取り組んでいく市民協働が求められています。

2 市民協働の定義

(1) 市民の定義

この方針において「市民」とは、住民だけでなく、在勤者、在学者及び市内で活動する方々や団体のほか、教育機関、事業者を含みます。ただし、他の主体と列記する場合などは、市民(個人)と表記します。

(2) 協働の定義

この方針において「協働」とは、「多様で多層な主体⁵が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力すること」と定義します。なお、政治活動、選挙活動、宗教活動を主たる目的とするもの及び公益を害する活動は除きます。

(3) 市民協働の定義

市民と協働の定義を踏まえ、「市民協働」は、「市民と市との協働並びに市民同士の様々な主体間による協働」と定義します。

3 市民協働の原則

協働事業を実施する主体は、次の6つの原則を尊重して進める必要があります。

(1) 目的共有の原則

地域課題の解決や社会的な目的の実現に向け、公益的な価値を相乗的に生み出すために協働することを相互に理解・認識します。

(2) 対等の原則

対等な協力関係にあるとの認識の下、役割分担を明確にして、それぞれが 責任を持って取り組みます。

(3) 相互理解の原則

対話を通じ、十分なコミュニケーションを図り、互いの立場や特性について 理解を深めるとともに、信頼関係を築きます。

(4) 自主性尊重・自立化の原則

それぞれの特性や長所をいかせるよう、その自主性を尊重するとともに、各主体が自立して活動できるよう、取組を進めます。

(5) 評価の原則

協働の質や効果を高めるため、一定の時期に協働事業を客観的に評価・検証します。

(6)情報公開の原則

透明性を高め、信頼関係を築くため、協働事業に関する情報を積極的に公開します。

4 市民協働の主体

まちづくりに関わる地域の多様な主体が、市民協働の主体となり得ます。府中市では、市民協働の主体を次のとおり位置付けます。

- (1) 市民(個人)(市内に住み、働き、学び、又は活動する全ての人)
- (2) 地縁型活動団体(自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会等)
- (3)目的型活動団体(NPO・ボランティア団体、社会教育関係団体、各種任意団体等)
- (4) 教育機関(小·中学校、高等学校、専門学校、大学等)
- (5) 事業者(企業、自営業者、商工会議所、商店街連合会、金融機関、各種法人等)
- (6) 市(行政)

協働の主体同士は対等な協力関係にあることから、協働事業を実施する 主体として記述する場合は、行政の担い手である市⁶も主体の一つとして位 置付けます。

5 中間支援組織

中間支援組織とは、市民と市、又は市民同士を相互に媒介し、市民の自主的な課題解決を支援するため、市民のネットワーク化と交流促進、人材育成と研修、情報収集と提供、相談とコーディネート、活動支援と助成、調査研究又は政策提言等のいずれかの機能を有する組織をいいます。

府中市において、主な中間支援組織としてプラッツがありますが、そのほかにも「4 市民協働の主体」に記載の各主体が、中間支援組織の役割を担うことがあります。